

品川区における共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱

(昭和53年2月1日区長決定)

(昭和63年12月28日一部改正)

(平成3年1月14日一部改正)

(平成24年11月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、品川区内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の受注機会の増大および工事施工能力の増強を図るため、工事の発注および共同企業体の結成について必要な事項を定めることにより、もって中小企業者の育成振興に資することを目的とする。

(発注工事の種類および範囲)

第2条 区が共同企業体に発注する工事の種類および範囲は、次に掲げる工事のうち高度な技術を要し、かつ、技術力等を特に結集する必要があると認められる工事であって、総務部長が当該工事の主管部長と協議のうえ共同企業体に発注することが適当と認めたものとする。ただし、区長が特に必要があると認める工事は、対象工事に加え、または除外することができる。

- (1) 建築工事 予定価格が4億円以上のもの
- (2) 土木工事 予定価格が4億円以上のもの
- (3) 造園工事 予定価格が1億3,000万円以上のもの
- (4) 設備工事 予定価格が1億3,000万円以上のもの

(共同企業体の結成)

第3条 共同企業体の種類は、国土交通省が定める特定建設共同企業体(甲型)とし、当該建設工事ごとに結成する。

- 2 共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)は、建設工事競争入札参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)とする。
- 3 共同企業体の結成方法は、有資格者同士による自主結成とする。ただし、構成員相互間において、資本、人事面等について関連があると認められる者による共同企業体の結成は、これを認めないものとする。
- 4 共同企業体の構成員の組合せ、出資比率、等級格付け等の条件については、対象工事ごとに別に定める。

(資格審査)

第4条 共同企業体は、区が指定する日時までに、入札参加資格審査申請書に協定書および委任状を添付して提出し、資格の審査を受けなければならない。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、品川区契約事務規則(昭和39年品川区規則第8号)第46条第1項の規定に基づき徴する。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に総務部長が定める。

付則

この要綱は、平成24年11月1日から適用する。